



るもい産業安全通信

【vol.1】



留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

14次防が始まります！

2023年度から2027年度までの5か年を第14次労働災害防止計画（14次防）の計画期間として定め、北海道労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、計画期間内に以下の目標を達成することを目指します。

1 死亡災害

2022年と比較して2027年は**10%以上減少させる。**

2 死傷災害

2022年と比較して2027年までに**減少に転じさせる。**

目標の達成にむけて、取り組む重点事項（8項目）

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 重点業種における労働災害防止対策の推進
（建設業、小売業・社会福祉施設）
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 6 その他の労働災害防止対策の推進
（陸上貨物運送事業、製造業、林業）
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進



次号以降で各重点事項の具体的な取組内容を紹介します。

建設工事着工期労働災害防止運動

STOP! 労働災害

建設工事着工期
労働災害防止運動

北海道労働局・各労働基準監督署（支署）
建設工事発注者連絡協議会・建設業労働災害防止協会北海道支部



実施中!

リーフレット等の
ダウンロードは
こちらから→



「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期

運動期間: 令和5年4月1日～令和5年6月30日

建設安全週間: 令和5年5月25日～令和5年5月31日

1 前年度における実施結果について

令和4年度の着工期運動期間中の建設工事現場に対する指導で認められた問題点は以下のとおりです。

- 小規模の建設工事現場で墜落・転落防止措置が徹底されていなかったこと。
- 墜落制止用器具の使用について、新規格に適合したものであるかを確認していない現場があったこと。
- 石綿関係の不備（事前調査結果報告未届、事前調査内容不備、お知らせ看板未掲示、施工写真・作業記録未保存）が認められたこと。



2 運動期間中に実施していただきたいこと

- **各種安全衛生教育**を確実に実施しましょう。
(店社、現場、協力会社としてRA・KYT・TBM等)
- **新規入場、配置替、能力向上教育等**を確実に実施しましょう。
- 移動式クレーンや車両系建設機械等は、リスクアセスメントの評価に基づく**作業計画**を作成しましょう。
- 職長・作業主任者による適切な**作業指揮**を実施しましょう。
- 足場、はしご等からの**墜落・転落災害防止措置**を確実に行いましょう。
- 高所作業時に、**フルハーネス型墜落制止用器具**を使用しましょう。
- 通勤経路の**交通ヒヤリマップ**の作成や、送迎運転者に対する業務の負担軽減に配慮しましょう。



この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課
(TEL: 0164-42-0463)までお問い合わせください。